

## 大雲院の創建・由緒に関する「再発見資料」について

伊藤 康晴

以下は、同報告書『二』歴史資料編を令和五年三月に発行した翌年、改めて発見された大雲院文書四点についての補遺である。同文書四点は（以下「再発見資料」と仮称）は、本来大雲院において、箱A、箱Dなどに管理保管されていたものと推察され、同文書群においては、創建の経緯や由緒を語る上で最も重要な文書のうちに位置付けられる内容のものである。

この度、国指定重要文化財「仁風閣」の一室で、長年にわたり倉庫として使用されてきた二階西側の部屋「侍従武官室」より確認されたものである。

国指定重要文化財「仁風閣」は明治四十年（一九〇七）に創建されたルネサンス様式の洋館であるが、このたび保存修理工事のため、令和五年（二〇二三）十二月末に約五ヶ年間の休館に入った。年が明けると修理保存工事に向けて館内に所在した明治時代の調度品ほか雑多な物品に至るまでの一切を外部、すなわち市歴史博物館収蔵庫や市の管理する倉庫などに運び出された。大方の荷物の運び出しを終えた令和六年（二〇二四）七月末頃、仁風閣の諸物資運搬の担当責任者より、古そうな記録が段ボール箱に残されている旨の報告を受け、中身を確認したところ四点の重要な文書を確認するに至つたという事が大まかな経緯である。

想定外の場所から見出されたことから、関係者は驚きと安堵を以て実物を確認したわけであるが、なぜ仁風閣に残されていたのかと

いう点については授受・借用に関する記録を残していないので確かなことはわからないが、仁風閣が重文に指定されたのち、展示公開施設となつた翌年の昭和五十二年（一九七七）の春に「東照宮社宝展」を開催していることから、この時に出陳されて、返却に至らなかつたものではないかと推察される。これが正しければ、これら四点の再発見資料は四十七年ぶりに大雲院に戻つたことになる。

「仁風閣」は空調設備のない外気の影響を受けやすい環境ではあるが、文書四点については目立つた劣化現象はみられない状態であると言つて差し支えないだろう。

### ○〔慈眼大師御条目〕（松岳山吉祥寺長寿院捷書）

大雲院の前身となる長寿院に充てられた寛永十七年（一六四〇）の山門三院執行探題を冠する天海発給にかかる五か条の捷書。もどは箱Aに収められていた文書と思われる。

元和・寛永期における天海発給の諸山・寺院宛の法度書は、「定」とするものなど、比較的多く残されているが、「捷」とするものは現在確認されるものは本書を含め五・六点のようであり、どれも天海晩年期、寛永十年以降のものである。同類の文書には、箇条の冒頭に、毎月十七日の東照大權現御法楽を規定したものが多いが、本書にはそれらの項目がない。全体として箇条も少ないのが特徴で、自明である事項についての省略がなされていると思われる。

本書の発給される前年二月には、長寿院の山号を与える文書が発給されており（箱A-5）、それに続く文書として本書がある。長寿院の客殿や護摩堂の建立を伝える藩主池田光仲の天海宛書状（箱A-9）もこの頃の文書と見られる。

なお、本書の筆跡は花押に至るまで天海自筆ではなく、東叡山寛永寺執当双嚴院豪倪の筆とみられる。本書には包紙があり、同筆で「捷」「長寿院」の上書が認められる。

捷 因幡國鳥取

松岳山吉祥寺長寿院

松岳山吉祥寺長寿院

天下安全國家長久御祈祷

不可有怠慢事

穴太一流密教可有執行事

住持職非其器量者堅不

可申付事

台家之諸出家行儀作法

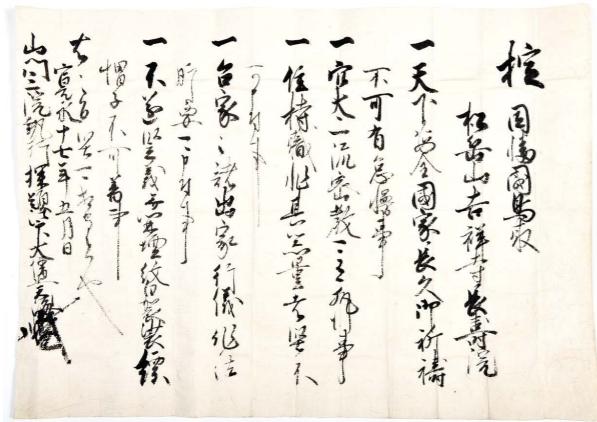
肝要可申付事

不遂堅義并開壇、紋白袈裟、

縲帽子不可着事

右之旨堅可相守者也

寛永十七年五月日



図版1 慈眼大師御条目

【解説】大雲院の創建・由緒に関する「再発見資料」について

### ○〔毘沙門堂大僧正公海称号〕（乾向山東隆寺淳光院）

因州東照宮が正式に勧請される前月、八月十七日に毘沙門堂大僧

正公海が「乾向山東隆寺淳光院」の称号を東照宮学頭坊に与えたもの。もとは箱Aに収められていた文書と思われる。

創建当初の大雲院は、淳光院を号し、後には門跡寺院の末寺として位置付けられ院室号を用いた。文化十二年（一八一五）には院室号を据え置く常院室に代わることになるが、院室号のない期間は本書にある当初の「淳光院」を用いた。

東照宮勧請に際して、江戸では東叡山寛永寺において東叡山衆百二十名の僧侶と日光山本院の僧侶らで分靈の開眼供養がなされ（八月七日）、本書の八月十七日は十四日間にわたる勤行の只中にある。御神体をのせた神輿は三日後の二十日に出発し、京都で洪水の難に見舞われるも九月十二日に鳥取に到着している（箱22-1）。

なお本書には包紙があり、同筆で「称号」の上書が認められる。

東照宮 学頭坊称号

乾向山

東隆寺

淳光院

慶安三載八月十七日

毘沙門堂大僧正（花押）

### ○〔毘沙門堂大僧正公海称号〕（乾向山東隆寺淳光院）

因州東照宮が正式に勧請される前月、八月十七日に毘沙門堂大僧

### ○〈池田光仲東照宮社領知判物〉

承応三年十一月十七日付の藩主池田光仲の領知判物である。署名・花押は藩主の自筆と見られる。

これまでの調査では本書の写しが箱27に確認されていたことにより、既刊の『大雲院資料調査報告書【一】歴史資料編』においては目録および口絵図版に写しを採録・掲載していたが、本書はその原本ということになる。本来は本書に付随して作成される「目録」(箱A-10)と共に、箱Aに収納されていたものである。箱Aは「因幡東照宮および別当寺院としての大雲院の創始・由緒の根底をなす資料群」である(同報告書箱A解説)。本書には包紙があり、「東照宮御社領 淳光院」の上書が認められる。

なお本書にある東照宮神領とその領知が設定された上美郡(のち邑美郡)富安村については、前掲報告書【二】収載の「(七) 東照宮神領のなりたちと富安村」を参照されたい。

因幡国 東照権現宮  
為御社領同國上美郡

富安村高五百石事  
奉所寄附也可有全

取納之状如件

承応三年十一月十七日 光仲(花押)

乾向山 淳光院

### 因幡國 東照権現宮

為御社領同國上美郡  
富安村高五百石事  
奉所寄附也可有全  
取納之状如件

承応三年十一月十七日 光仲(花押)



図版3 池田光仲東照宮社領知判物

### ○〈輪王寺宮執達状〉(大雲院常院室につき)

『摘要記』(補223) 文化十一年(一八一四)の条には、その年の十二月に「常院室願記有之」とあり、八代藩主斎稷により、願が出され、本書にあるように同十二年二月に「大雲院之旧号」、すなち東照宮の孫・池田輝澄(旧山崎藩主)の法号を常院室にする旨が達せられた。大覺王院大僧都願海・大惠恩院大僧都深信は文化期に東叡山寛永寺執当をつとめた人物である。

なお本書は箱Dに元々収納されていた文書であると推察されるが、明治時代以降に包紙に添付された付紙の記述から箱Aに収納された可能性があるようと思われる。つまり箱Aは後年に重要文書が

集められた文書箱であると理解されそうである。

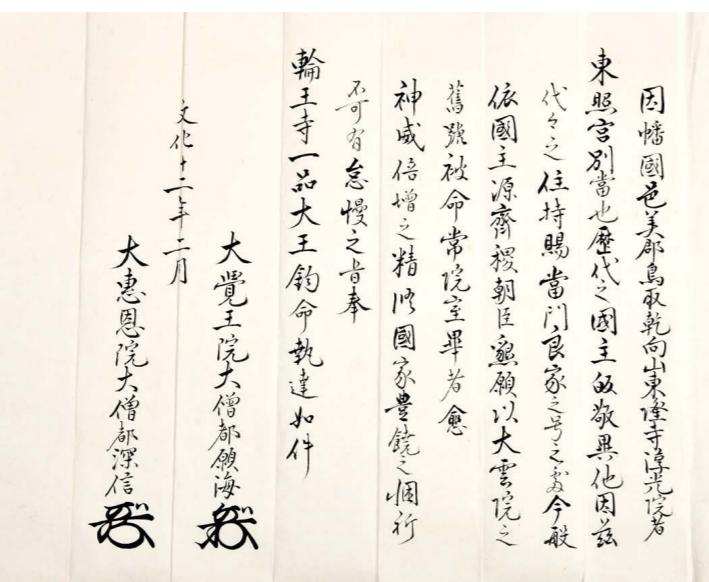
因幡国邑美郡鳥取乾向山東隆寺淳光院者  
東照宮別當也歴代之國主敬異他因茲  
代々之住持賜當門良家之号之処、今般  
依國主源齊稷朝臣懇願以大雲院之  
旧号被命常院室畢者愈  
神威倍増之精修國家豊饒之悃祈  
不可有怠慢之旨奉  
輪王寺一品大王鈞命執達如件  
大覺王院大僧都願海(花押)  
文化十二年二月  
大惠恩院大僧都深信(花押)

### 【参考文献】

『仁風閣の周辺——白亜の洋館と池田候爵家のあゆみ』 国重要文化財仁風閣発行 二〇〇四年

宇高良哲『南光坊天海の研究』二〇一二年

宇高良哲編『南光坊天海関係文書集』二〇一六年



図版4 輪王寺宮執達状